

科学技術振興対策特別委員会議録第三十七号

昭和三十三年五月十一日(土曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 菅野和太郎君

理事 喜一君 理事 齊藤 憲三君

理事 前田 正男君 理事 岡 良一君

小笠 公昭君 小平 久雄君

椎名悦三郎君 須磨彌吉郎君

保科善四郎君 南 好雄君

山口 好一君 石野 久男君

出席國務大臣 宇田 耕一君

出席政府委員 科学技術 秋田 大助君

政務次官 佐々木義武君

総務府事務官 佐々木義武君

科学技術庁 佐々木義武君

原子力局長 有澤 廣己君

原子力委員 石川 一郎君

原子力委員 石川 一郎君

委員外の出席者

五月十一日

委員大高康君辞任につき、その補欠

として椎名悦三郎君が議長の名で

委員に選任された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申入れに関する件

核原料物質、核燃料物質及び原子炉

の規制に関する法律案(内閣提出第

一四九号)

○菅野委員長 これより会議を開き

ます。

第二類第四号

科学技術振興対策特別委員会議録第三十七号

昭和三十三年五月十一日

この際、お諮りいたします。すなわ

ち、特殊核物質の貸借に関する日本

国政府とアメリカ合衆国政府を代表し

て行動する合衆国原子力委員会との間

の第二次協定の締結について承認を求

めるの件及び特殊核物質の貸借に関

する日本国政府とアメリカ合衆国政府
を代表して行動する合衆国原子力委員
会との間の協定第一案の特例に関する
公文の交換について承認を求めるの件
の両案が昨日外務委員会に付託されま
したので、さきに連合審査会開会を申
し入れた国際原子力機関憲章の批准に
ついて承認を求めるの件にあわせて、
右両案について外務委員会と連合審査
会の開会申入れを行いたいと思いま
すが、これに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○菅野委員長 御異議なければ、さよ
う決定いたします。

○菅野委員長 核原料物質、核燃料物
質及び原子炉の規制に関する法律案を
議題といたします。
前会に引き続き、質疑を行います。
通告に従ひまして、質疑を許します。
岡良一君。
○岡委員 一昨々日の法案について
いろいろ原子力委員長から御意見を伺
いました。その結果、若干なお念を押
しておきたいことがあります。幸い
原子力委員の石川、有沢御両所ともお
見えてございますので、この御両所に
も、あわせて御確認を願いたいと思ひ
ます。

そこでまず第一点として御確認を委
員会としてお願いをいたしたいことは、
原子力法のこの規制法の実施に当りまし
ては、原子力委員会の意思というものが
きわめて重要であり、われわれもそれ
に大きく期待をいたしておるわけであ
ります。そこで、製錬なり加工なり処
理なり原子炉の設置なりその運転計画
等については、それぞれ原子力委員会
の意思に問わねばならないということ
に相なっておりますが、今日までの原
子力委員会の実績と申しましようか、
経過と申しましようか、まことに遺憾
ながら、この重要な法律案の運用にお
いて、十分にその御意思が実施面に反
映し得るやいなやに、率直のところ私
は多少の疑念を持つのであります。そ
ういうことからいたしまして、原子力
委員会の強化は、この法律案の実施と
不可分の問題であるという点について
は、委員長の御同意を得ました。そ
こで、具体的に、それでは原子力委員
会をいかに強化するかという点であり
ます。それにつきましてはいろいろな
構想もありませんが、とりあえずのこ
ろは、原子力委員会に事務局を設ける。
それは現在のように、原子力局から出
向した二名の調査官に、さらになお若
干名の補佐を付するといふ程度では
いけないと思う。もっとこれを強化し
ていただくということが一つ。
それからさらに、従来の原子力委員
会の御決定が、外務当局なり事務当局
との間において十分な打ち合せがない
ために、しばしば政府の取扱いにおい

ては御意思通りにならないようなら
みもあつた。そのことは当然なことと
は申しませうけれども、しかし、それ
にてもやはり委員会の御決定というも
のは、関係行政官庁との間に事前にあ
る程度の意思の疎通の上に御決定が下
されてしかるべきじゃないか。これを
いかにするかという点で、参考会が施
行令で設けられておりますが、この中
に関係行政機関の意思を代表するに足
る人を加えていただいて、原子力委員
会の御決定は、参考会を通じて、これ
をたき台として、さらに実施上に責任
を持ち得る、政府を動かす御決定
に到達をしていただくような御努力を
願ひ、同時に原子力委員会は、新しく
た湯川さんの御後任の方も御決定のよ
うであります。全部の方をこの際やは
り常勤ということにしたい。それで、
そうして、できたら委員会の委員とい
たしまして、十分委員会の運営に責任を
持つていただくように、せめても全員
を常勤にする、こういうふうにしたい
ことです。それについては、申し上げる
までもなく、予算措置等も伴います
が、できるだけ所要の改正を行なつて
いただき、同時にまた予算の措置等に
ついて、これは國務大臣としての宇
田委員長が極力一つ御努力を願ひ、こ
の点を御約束いただけるかどうか、
この点、方向としてそういう方向が正
しいのではありませんかという私の考
え方について、石川さんと有沢さんの御
意見とあわせて、また委員長として

は、一応一昨々日には御承認をいた
したのであります。重ねて特に必要
な予算措置等について格段に責任のあ
る御努力を願えるかどうか、この点を
まずお伺いしたいと思ひます。
○有澤説明員 ただいま岡さんの御質
問でありましたが、この点につきまし
ては、一昨日でありましたが、私の見解
は申し上げましたけれども、きょうの
御質問はそれが一そう具体的な御質問
になっておると思ひます。一つの問題
点は、参考会に各省の関係官と申しま
すか、これを入れて、原子力委員会の意
見の決定に当りましては、各省間の意
見を十分参考として決定をするように
すべきであるということでありま
す。これはこの前、私もそういうふうにし
た方がいいと考えておりますし、また
従来はその点において多少欠陥があつ
たことを認めるということも申し上げ
ましたが、私もその点は全く賛成であ
ります。それから、事務局の方の拡充
という点であります。事務局を
つけたらどうか、またつけるべきで
ある、こういう御質問であつたと思ひ
ます。これにつきましては、事務局を
委員会が持ち、他方には科学技術庁に
原子力局というものがあつたといふこと
になります。この間の連絡とかさう
いうことについて相当よく研究してお
かないと、屋上屋を重ねるようになって
も困ると思ひます。それで、さし
あたっては、この前も申し上げました
ように、本年度の予算で調査官を二

名、補佐官を四名ふやしていただきました。そしてなお原子力局の方々も、従来にも増してもっとわれわれの調査、企画に協力して下さる態勢に入りつつあるのでありますから、しばらくはこの程度で委員会としては最善の努力をしていきたいと思うのです。それでもなお仕事がたくさんふえてくるので、とてもやっていけないというふうなことであります。場合には、ぜひ今、岡委員のおっしゃった線に沿って、委員会の強化をはかるように、私自身も主張したいと考えておるわけでございます。むしろ私はさしあたって最も必要なことは、最初に申し上げました参事会の中に官庁の方々に入っていただくということ、もう一つの点は、これも前回申し上げましたが、常置の専門委員会を設けて、その研究、審議を経まして、そういうふうな常置の専門委員会の調査研究並びに審議を土台にいたしまして、委員会の方でやまちなき結論の決定をいたすようにすべきじゃないかと思うのです。今のところまだ委員会としては、この規制法に関して申しますならば、いろいろ方針を具体的に立てなければならぬ問題がたくさん出てくるように拝見したのであります。が、それらの問題につきましては、十分の調査研究を土台にしなければならぬのではないかと考えております。各分野においてそういう調査研究をする常置の専門委員会を設けて常時活動していただくことがまず先決の問題ではないか、こういうふうな考えておる次第であります。

最後に、湯川委員の後任の方も決定されているようですが、この委員を全部常勤の委員にしたならばどうかという御趣旨のようでありますが、できればそういうこともけっこうだと私は思っております。ただ、常勤になりますと、ほかの仕事も兼ねることが非常にむずかしくなります。全然できないんじゃないかとも思いますけれども、兼ねることが非常にむずかしくなるので、その制約から、かえって適任者を得られないというふうなおそれもあるかと思ひます。しかし、委員会の方の仕事はますます大きくなって参りますと、常勤の三名ではとてもこなしていけないという事態も起るかと思ひますが、イギリスの原子力公社といいますが、あそこは、何人でしたか覚えておられますか、たしか七、八名だったかと思ひます。そのうちの半分くらいはやはり非常勤の形になっているように記憶しておりますが、もし仕事が多ふえて、とても常勤三名では処理できないということでありましたら、むしろ常勤もふやすが、委員の方も、今の四名の委員のほかに、もう少し委員の数をふやしていただいて、常勤が四名なら四名、ほかには非常勤が三名くらいいる、こういう態勢の方がよくはないかというふうにも考えております。以上でお答えいたしましたことになるかと思ひますが、また御質問があればお答えいたします。

○岡委員 私は、専門委員のこととはぜひそういうふうな運営を願いたいと思ひます。常勤の点も、委員長から、全部常勤にしたいという御意思の表明もありましたので、かつまた、兼職の点については十分考慮し得るというふうな御意見もありましたので、そういうこととであればその方がいいんじゃないかと思ひました。それから、原子力局とは別個な事務局を設けて、仕事の上で競合するようなことになるといふことは、私も非常に懸念をいたしておるわけでありまして、将来は原子力省、少くとも原子力庁くらい設けて、専任の国務大臣くらいは置いていただきたいと思ひますが、さしあたりはそういうわけにも参らないかと存じますので、事務局局長は原子力局長が兼務するという程度で事務上の調整をはかつていただく、そういうことで、ある程度競合するようなむだなことは避けながら、運営はできるんじゃないかと思ひまして、実は事務局の強化ということをお願いしたわけでありました。

問題、予算であります。委員長、これはどうでしょう。この九月ぐらいに、岸さんお帰りになつておみやげの御披露があるときには、臨時国会も開かれるかもしれませんが、ぜひ一つ委員会としては補正予算を組んで、さっそく発足していただいて、所要の法改正についても手続をとっていただきたいと思ひますが、いかがでしょう。

○宇田国務大臣 原子力委員会の強化については、ただいま有澤委員からもお話がありましたように、われわれ委員会では引き続き具体的な案を研究いたしております。当然予算も伴うことでありますから、そういう点につきましては、まあ大蔵省と打ち合せをいたし、お説のような方向になるべく早くまとめたという話し合いをいたしております。

○岡委員 ぜひ一つお骨折りを願いたいと思ひます。さもないければ、われわれ国会として、当然法の改正等によつて予算の要求を政府にいたすべきでありうとさえ私も考えておるわけであります。

それから、第二点であります。参事人の御意見を聞きましても、あるいはまた新聞等に伝えられておる関係各界の御意思等を総合いたしまして、この法律案がいよいよ実施されるというところになると、とりあえず、東海村の原子力研究所には、まあ動力試験炉程度のものは導入することになる。一方、また民間の電力会社等においては、おそらく実用の原子炉が輸入されることになるというふうな見通しの公算が、これまでの審議の過程から、非常に大きいように私としては感ぜられるのであります。この点について、この法案の実施に伴う見通しはいかがでございましょうか。これは委員長、石川さんか、有澤さんに御見解を承わりたいと思ひます。

○石川説明員 ただいまの岡さんのお話でございますが、電気事業者が自分たちだけで入れようという心持は、まだないようには伺っております。すなわち、今、原子力委員会といたしましては、どういふふうな受け入れ態勢をこういう場合にやたらよいかというところを研究中でありまして、よく皆さんと御相談いたしてきめたいと思っております。電気事業者はそういうことを今考えておられないようにわれわれは思っております。この点は、御了承願ひたいと思ひます。もちろん試験炉を入れます場合においては、東海村の方に当分の間入れた方がよいと考えております。

○岡委員 原子力発電をやるための準備として、原子力委員会は、東海村にどういふ規模のものを入れるか、どういふタイプのものを入れるかは別として、原子力研究所として当然そこに原子力発電の準備のための動力炉を入れるという御方針ははっきりしておるのでございますか。

○石川説明員 大体そういう方針で研究を進めております。

○岡委員 それから、先般も問題になっておりました点で、きわめてまだあいまいになっておりますが、それぞれ専門の方からの政府側の御答弁によりますと、コールドホール改良型を入れました場合に、大体年間七十キロのプルトニウムが生産されるということに数字が一応推定されるということが報告されました。そこで、原子力局長は、英国側が示しておる一般協定草案によれば、その第三案によつて、これらの使用済み燃料の核処理等に関する施設等についても、日本において建設することを援助するというのであるから、これをどのように取り扱っていくべきであるという御答弁であつたわけですが、ただ、しかしながら、これを処理するということは大へん問題であろうかと私は思ひますが、果してそのように使用済み燃料の処理によつて生じてくるそうした原子兵器の原料となるようなものは、これを日本としては外国に譲渡すべきではないかと思ひます。この点の御方針は、覚としてこの法案に対する態度の重要な一つのポイントになっておるのであります。はっきりとした御決意を承わりたいと思ひます。

○石川説明員 その問題につきましては、英国で、これはまだほんの予備的

のお話し合いの程度でございましたが、あちらのAECの方々ともいろいろお話し申し上げたのであります。日本が、天然ウランを使いましてプルトニウムができませんが、もしそれを英国に送るようなことになりましたと、英国の原子力兵器の力を増すということにも相なりますので、その問題につきまして、まだきまってはおりませんが、話し合いは、日本にそれを置いておいた方がよろしい、それからもし置くのが困れば、イギリスで預かってよろしい、それからまたもし一基や二基の分量では、それを再製する設備を作るのに金がかかりまして、非常に高くなるから、これをおやめになったらどうだろう、そういう場合においては、日本にとつておかれるなり、英国に銀行預金をするように預けるなりいろいろの方法があるから、そういうことを考えようじゃないかというように話し合ひで別れてきたのであります。また決定はしてありません。アメリカの方では大統領が宣言なさいますと、結局返ってくるプルトニウムを兵器に使われ、こういうことはすでに声明されております。この点につきましても、われわれがアメリカの原子兵器を増すようなことのお手伝いをするという観念はできるだけとりたい、こういうような考えで、もし一般協定を進めるならば、そういうふうな方向に持つて参りたいというふうな考えでおります。まだ決定してありません。そういうことでは、向うはあるいは先らぬと言いかもしれませんが、まだ決定してありません。

○岡委員 その問題、この使用済み燃料の処理の結果、コールドホー

ル改良型を入れれば、プルトニウムが七十キロできる。そこで、これを日本の方で、この障害を防ぎ得るよう処理をするか、あるいは国際原子力機関に寄託するかしないわけですか。その点、これを絶対に第三国の処理にゆだねるというふうなことはしないという強い御方針があつてしかるべしと思はれます。これは相手があつて交渉なさるものではあります。あつて交渉なさるものではあります。あつて交渉に当つてはし、その決意を、その御所信を承つておきたいと思ひます。

でも原子力発電が行われるようになりますと、そういう炉の使用済みの燃料の再処理も日本でも引き受けてやるといふところのところにまで持つていかなくちゃならぬと思つております。しかし、最初に入ってくる一基や二基についての再処理はなかなかこれは日本ですぐそれをやるだけの技術をこれから開発していかねばならぬわけですね。この技術の開発は非常に大事なことだと思つて、私たちもその点の技術の開発に重点を置いた計画を立てつたわけですね。ですから問題は、その日本における再処理の技術や工場ができるまでの問題でございますが、その間は、日本にそれを貯蔵しておくといふこともできると思ひます。しかしまた、それをイギリスなりどこか適当な工場に持つていって、そこで再処理をしてもらふ、こういうこともできると思ふのです。しかし、その場合に、今、岡委員の御懸念がありましたように、これが核兵器に使われるようなおそれは絶対に避けるべきだと思ひます。この点はむしろ、どの国との一般協定を結ぶ場合にも、よほどはっきりとした要求ができることが望ましい、またわれわれはそれを要求する、こういうふうなことを考へております。ですから、われわれの決意のほどは御了承願ふと思ひます。

見ても、あるいは一昨々日の総合原子核研究所のソビエト閣の科学者の発表を見て、今日では、小型の戦術兵器といわれているものも、優に広島、長崎のあの大きな破壊力を発揮し得るものであるといふような事態であります。この点、わが方も非常に慎重に取り扱わねばならぬ。特に原子力の平和利用といふことを大きく考へていけるとすれば、この点はぜひとも、他の国との間にあるいは優先買収権とかいろいろな条件がついて、結局相手側は日本がプルトニウムを軍事利用にしないといふ希望のもとに条件を付するかと思ひますが、わが方からすればかえつてまた相手方に原子兵器に利用されるといふ危険もあるわけで、この辺の兼ね合ひで、ぜひとも原子力基本法の精神というものを主権国家としては守り得るという建前でやつていただきたいと思ふのです。特にまた増殖炉といふふうなことになれば、プルトニウム・リサイクルリングといふことになりまして、わが方でも平和利用の方面で重要な資料になりますから、十分考へを願ひたいと存じます。

は、やはり原子力基本法と重大な関連を持つのであり、また今後における日本の原子力政策ともきわめて重要な関連を持つわけであり、この点、この際、委員長並びに各委員の統一見解を私は承つておきたいと思ひます。それは、核兵器と呼ばれるものは、憲法上の解釈は別としても、原子力基本法第二条で、わが国における原子力の開発と利用は平和の目的に限るとはつきり限定をされて、明確になつておるわけであり、憲法七十三條によれば、内閣は法律の執行には忠実でなければならぬといふ義務を負つておられるわけであり、そういう建前からすれば、わが国の何らかの組織が核兵器を持つことは、もとよりこの原子力の利用は平和の目的に限るといふ法律に違反することであり、また主権国家とすれば当然、このようなものをわが国に保有する第三国の軍隊が保有するといふことは、平和の目的に限るといふ精神から見れば、これに違反するものであると思ふのです。思うといふより、信じております。この点一つはつきりと、原子力委員会としての統一見解を私は承わりたい。

○宇田国務大臣 原子力基本法の第二条にわゆる平和の目的とあります。が、平和の目的という用語の解釈の内容につきましても、先般の法制局長官の説明ではなお不徹底なところがあるように私は考へます。それで、平和の目的といふものと平和の利用といふものと、法律用語としての言葉の内容といふものがいささか違ふ点があると思ひます。従ひまして、その点につきまして昨日閣議がありましたから、閣議のときに法制局長官にあらためて話は聞

○石川説明員 ただいま申し上げたようなわけで、そういうことを考へつたわれわれはやつておるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○岡委員 委員長、いかがでしょうか。

○宇田国務大臣 ただいま石川委員から所信を述べられた通りで、同じように処置したいと思つております。

○岡委員 非常にばつとしましたことなんでしょうが、ぜひそれはそうすべきであるという御決意であると私は了解してよろしうございます。

○宇田国務大臣 ええ。

○岡委員 それでいいのでしような、原子力委員会としての御決意は、有澤さんいかがですか。

○有澤説明員 使用済みの燃料のあと処理について、化学的な再処理と申しますか、再処理の技術は大へんむずかしいし、そしてその施設にもたくさん金がかかります。これが相当の量の使用済みの燃料が出るようになり、またならば、むしろこれは日本でその再処理をやらなくちゃいかぬと思ひます。またそのことが、将来アジア地域におい

○岡委員 実は七十キロでどの程度の原子兵器ができるのか、私も全然わかりません。ただし、アメリカが外国に譲るのにも非常に大量な協定を結んで、ようやく十グラムのプルトニウムを譲つておるといふ実情であります。その間にまた先生方御存じの、この間のゲッチング宣言なんか

てのお尋ねであります。これも再確認をいたしておきたいと思ふのです。先般法制局長官が来られて、そのときに政府の統一見解として、自衛のために使用し得るものであるならば、核兵器も憲法の上からは法律上の解釈としては差しかえない、しかし国民感情を考慮した上では、やはりその持ち込みや保有は拒否すべきであるといふのが、最近における参議院の内閣委員会における岸総理の御意見であつたわけですね。この御意見は、解釈によつて

○宇田国務大臣 原子力基本法の第二条にわゆる平和の目的とあります。が、平和の目的という用語の解釈の内容につきましても、先般の法制局長官の説明ではなお不徹底なところがあるように私は考へます。それで、平和の目的といふものと平和の利用といふものと、法律用語としての言葉の内容といふものがいささか違ふ点があると思ひます。従ひまして、その点につきまして昨日閣議がありましたから、閣議のときに法制局長官にあらためて話は聞

いてみましたが、原子力の平和利用に關する法律を審議した場合に、たゞいまの問題となつておる第二条と憲法九条との關係について、中曾根委員の発言があつて、それが議事録に残つておるやうであります。そういう点があるから、あらためてその点については法制局長官に委員会へ出席して説明してもらいたいということを、私は閣議に要求をいたしてございます。従つて法理論上の憲法との相關關係が非常にあることですから、できれば法制局長官から、憲法解釈と基本法の關係に對する議事録、その他から類推した明確な法理論上の意見を聞く機会を得たいと思つております。

○岡委員 それでは一つこれは委員長から申し出されたのだから、法制局長官にもう一ぺん来ていただきましょう。ただ私は何も憲法を論議しようというのではなく、憲法の論議はもう八年越してゐることなんです。そして結局戦力なき軍隊という、世界無類の言葉で終つてクリになった問題なんです。そんなことを今私は言おうとは思いません。ただ、原子力基本法第二条には、わが国における原子力の開発とその利用は平和の目的に限る、と書いてあるわけですね。してみれば、原子力とは、原子力基本法によれば、原子核の変換過程において発生するエネルギーを言つて書いてあるわけですね。だから、常識的に考えても、これらのエネルギーが人を殺傷する目的に使われるということになれば、平和の目的でないことは明らかなんです。このやうな目的には使われないべきではない。とすれば、憲法第九条の問題は別として、今日憲法第七十三条により、

法律の執行に對しては、内閣は忠実に執行しなければならないのであるから、原子力委員会としても当然平和の目的に限るということ、従つて、この小規模のものは自衛のために必要である、法律の解釈論から言えば必要と認めても差しつかへがなからうというふうな、そういう解釈は許されないものである。やはり原子力基本法第二条によつて、自衛であるが侵略であらうが、人を殺傷する目的のために原子力エネルギーが使われるということは、日本においては否定されなければならない大原則だ。このことを原子力委員会として、統一見解としてこの際はつきり私もは確めておかなければならないと思ふ。そういう事態を政府みずから呼び起されたので、この際念を押して私は聞いておるわけなんです。有澤先生いかがでしょう。

○有澤説明員 これは私自身の考えでございますから、委員会で検討したものではありません。私は原子力の開発利用は平和の目的に限る、こういうふうな考えであります。従つて、核兵器とか、兵器のための原子力の利用開発に委員会としては参与すべきでない、こういうふうな私は考えております。憲法と原子力基本法との關係はどうなるかという法理論は実は私はよくわかりません。ですから、今、岡委員の御質問は、憲法はさておいて、基本法だけでいけば、こういう御質問であつたので、その点から申し上げますと、これはもうはつきりしておると思ひます。

○岡委員 それでは、いづれ法制局長官にも、ここまできたら、ぜひ出てきていただいで、十分教えていただきたいと思ふのです。ただ、私も法律家

ではありませんから、専門的なことはわかりませんが、憲法は国の大本です。し、万般の法律がこれからできてくるのだから、基本法は憲法の精神を具体化しておると思ふのです。だから、それを今度は逆行して、また憲法解釈から現在の法律を否定するといふやうな方向に行くといふことになれば、私はやはり法治国の法治といふもののあり方として、疑義を持つわけですね。そういう点は別の問題ですから、いづれ法制局長官を呼んでいただいで、この法律案の上前に、この点もあわせて一委員會として結論を出すすようにお取り計らいをお願いしたいと思います。

○菅野委員長 石野久男君。

○石野委員 私はまだいまの問題に關連しながら質問をしていこうと思ひます。原子力基本法の第二条は、平和の目的に限つて原子力の研究開発及び利用をすることを規定してゐるわけですね。憲法との第二条との關係がどうありましようとも、この第二条の基本方針といふものは、大體民主的に、自主的に、そしてまた公開という三原則のつとめて、そして原子兵器をめぐる秘密主義を排除して、それからあの当時の考え方からしますと、日米原子力協定による濃縮ウランウムや原子炉の管理上の必要からくる外国の不当な介入を取りのける。それから技術上産業上の外国への依存から自主的な態勢に移るという、こういう精神がこの三原則であつたと思ひます。そういうふうなわけでは、私は専門でありませんが、委員長は先ほど憲法と第二条との關係といふやうなことで、岡委員の質問に對して答弁をばやかしておるわけ

ですが、私がただいま申しましたことに對しての所見はどうでございましょうか、もう一度一つはつきりさせておいていただきたいと思ひます。

○宇田國務大臣 兵器の中で、直接殺傷をする効力を有する兵器の場合と、同じ兵器の中で、たとえば自動車とかトラックとか、そういうふうな直接殺傷効果はないが、しかし輸送の面では兵器である、あるいは汽車の機関車の場合、そういうふうな核燃料その他を利用することによつて、原子力を利用することによつてそれが動かされるものが將來できて、それが兵器として現われてきた場合に、それをも含めて原子力の平和利用の基本法の精神に照れるものであると断定するかどうか、そういう点につきましては、法制局としてはなお検討をしなければならぬと思つておる、平和目的といふ目的の中に、果してそういうものを含めて全部規定をするといふ内容であるかどうか、そういう点につきましては、法制局長官としては、必ずしもそこまで擴張解釈をしないという建前であつたかと思つております。直接殺傷する兵器にこれが用いられる場合、直接殺傷面外の方面の兵器にこれが用いられる場合、そういうふうな二つの場合があつて、後者の場合におきましては、平和目的といふ平和目的の概念の解釈の中でそれは扱つて差しつかへがないのだ、こういうふうな先んじ解釈をしておつたと思つております。従つて、そういう点につきましては、私は専門でありませんが、その平和目的といふ言葉の持つ概念の法律上の範圍はよくわからぬ点がありますから、その点は法制局

長官に見解を明確にさせていただく方がよろしいのではないかと、こう考えておるわけでありませう。

○石野委員 その平和目的の概念規定についていろいろと法制局長官の意見を聞くのはあとにしまして、原子力委員会の委員長としてのあなたが、基本法の第二条をどのように理解しているかといふことです。これをもう一度私は聞きたいのです。

もう一つは、たとえばウォーター・ボイラー型の改良型のものを一基入れて、それで年間に七千キログラムのプルトニウムができてくる、それは原子兵器に對してどれくらいの影響があるかわからないけれども、外国にそれを渡すとか何とかするやうなことになる、かりにそれが原子兵器の面に使われていくといふやうなことになる、ちやうど原子兵器の下請作業を日本がやることになるわけですね。そういう問題に入つていきますと、これは非常に基本法の第二条の精神とは背反する形が出てくる、こういうふうなわれわれ考えます。そのときに、われわれは、外国はこういうふうに使ふか、そういうものはわからぬ、こう言つてしまえばそれで済まぬ、こう言つても、しかし、この基本法は少くとも日本の国内法ではありますけれども、世界に對してもこれを要求する内容を持つておるもの、こういうふうなわれわれは考えております。そういうふうなことを考えますと、そういうやうな点を含めて、この第二条の規定と今回われわれがここで法律案を法律にしようとしておる、現にここで上程されております核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律案といふもの

は、そういうものに対する何かの規制というものを必要とするんじゃないかな。で、そういうことに對して政府はどういうふうな考へておるかという点。この二点をまず大臣からお聞きしたい。

○宇田閣務大臣 基本法の二条に言っております研究とか開発とかあるいは利用とかいうような三つのものを例示して、そしてそれは平和目的に合うようにということになっておりますが、平和目的という意味は、おそろく軍事に利用されない場合を考慮してこれを掲げてあることは明らかであります。が、ただ平和目的の中で、先ほども申しましたような機関車とか自動車とかのエンジンの動力が原子力によって將來非常に使用分野が広がった場合等は、當然、自然に利用することが起る得るといふふうに考へられるので、この平和目的というものはそういうところまで規制はしておらないだろう、そういうふうに申しております。それで、その点につきましては、私はなお法制局の意見を伺つていただければけっこうと思つておりますが、ブルトニウムその他の点につきましては、これが軍事目的に利用される方面にこれを提供するか、そういうことはもちろんあり得ないことと思つております。

○石野委員 あり得ないじゃない、そういうふうなことにせざるを得ない、かくこの法律を作る場合には、その危険が出るわけですから、この法律を政府が国会へ提出している以上は、そういう問題に對してどういふ規制をしようとしておるか。この法案の中にはその点が書かれてないので、(書いてある)と呼ぶ者あり)書かれてありますけれども、明確になつていない。書かれておるなら、その点に對して政府の見解をここに出してもらいたい。

○佐々木政府委員 この法案では、平和利用の目的の点で一番疑義の持たれるのは、原子炉そのものの問題と、それから原子炉ではないが、核燃料物質を研究用に供するといふ二つの点が非常に問題だと思つて、この二つの許可事項に對しては、必ずその内容が平和の目的に限るものといふふうに基本法ではそれぞれうたい、並びに本法の第一条でその目的を明記しておりますけれども、なお念を押しまして、その二つの場合には、平和目的に限つて許可するといふふうに明確に規定をしております。

それから、國際上の問題に對しては、前々からその問題が論議の中心になつておりましたので、今後協定を結ぶ際には、特にその点を注意いたしまして、そうして先ほど石川委員からお話がありましたように、國連のようない規定が一番望ましいのじゃないか、かういふふうに現在のところは考へてございまして、で、相互協定の際に、國連との協定内容がその他の國に對してどれほど貫徹できるかという点は、今後の外交折衝の際の問題でございまして、ただいまのところは断言はできませんけれども、なるべく國連の線に近いといふふうに考へております。

○石野委員 ただいまの國際間におけるその問題に對する対処の仕方は、いわゆる外交上の問題であるから、それに対する考へ方はこうだといふことの大體の態度はわかりました。わかりませんが、しかし、この法律を作るに當つて、

その問題に觸れておくべきではないか。そうして外交上の問題は、たとえ日本の主張と相手國であるいずれかの國との間に意見の相違がありましようとも、そのいかににかかわらず、われわれがせつかくここに基本法の第二条の平和目的といふもののつとめて、そうしてこの法律を作るに當つては、明確にそれを法律の上に規定することであるはずだ、かういふふうに思ふのです。そういう意味で私は政府に、それをこの法律の中にはつきり出すべきじゃないかといふことを尋ねておるのですが、その意思があるかないか、それをはつきりしていただきたい。

○佐々木政府委員 國內法の精神が、ただいま申しましたような精神になつておりますので、國際協定を結ぶ際にも、その精神を極力國際協定の条文その他にうたえるような努力は、當然すべきじゃないかといふふうに考へております。

○石野委員 非常に先ほどから言葉をうまく逃げられて困るのですが、われわれが考へておることは、基本法にはそれはうたつてある。うたつてあるけれども、それは外交上の折衝の過程の中でそういう危険が出てくる。たとえば先ほど私が申しましたのは、炉を一基借り受ける、その燃料を使つて、使い残りのかすになるべきものの中からブルトニウムの七十キログラムといふものが出てくる。改良型一基から出るわけですから、それを向うに売らな返すなりするといふことは、結局その使用によつて本法の目的に相反するやうな方向が出てこないとも限らない。だから、それを防ぐことが大事なのじゃないかといふことを私は言つておるわ

けです。特に本法にしても、それから原子力基本法もそういうことを厳に戒めて、しかもその精神にのつとて立法されておるわけですから、そういうやうな危険が出ることは予想される、その危険は立法の立場からこれは當然防いでおくべきだ、かういふふうに考へておるわけでありまして。そういう、事前からわからないことであらばいいが、予想される危険であるだけに、政府はそれに對して善意ある努力をすべきじゃないか。ただ外交折衝なり、そういう方向で行きますといふのでは、危険が出てくるのです。それをわれわれは心配するから、そのためにやはり政府の明確な態度、これを大臣から所信を聞いておきたい。

○宇田閣務大臣 その点につきましては、具体的にイギリスなどと話し合ひをした石川委員がおられますから、まず一べん石川委員からお話を聞いていただいた方がいゝんじゃないかと思ひます。

○石川説明員 英國との話し合ひは、先ほど岡さんの御質問に對して申し上げた通りであります。なお、アメリカの方は、大統領宣言で使われぬといふことをはっきりと宣言をされておりますから、それはそういうことを契約に織り込むこともできるんじゃないかと思ひます。

もう一つ御参考に申し上げておきますが、ブルトニウムは全部兵器になるわけじゃない、実はイギリスではドレーンレイにブルトニウムだけで発電をする装置を作つておるといふこともございまして、なおまた天然ウランを使いまして、ブルトニウムがでないように全部燃してしまふ。かうい

うふうな傾向に進んでおりますので、非常にこの問題が國際的に各國でめんどりに感じておりますものだから、將來はそういうふうな方向に、要するにバーン・アップ、燃料を完全に燃やしてしまふ、ブルトニウムを燃やしてしまふ、かういふふうな方向に行きますから、大體その御心配になるようなことは少いんじゃないかといふふうに考へております。なお、コールド・ホール・の現在の炉は、ブルトニウムがかなりありますが、あれは温度を高くいたしまして、今までは、千メガワット・デー・パー・トンといふ、一トンの天然ウランで、それだけの電氣が出ることになつておりましたが、これを三千メガまで上げてしまふ。そういたしますと、大體燃えてしまふ。かういふやうな方向に進んでおるといふことも、御参考までに申し上げておきたいと思ひます。

○石野委員 ただいまの点は、一つの参考にはなりますが、私の答弁にはならない。もしそうだとするならば、かりにアメリカは、そういうブルトニウムはとにかく兵器なんかに使わないのだといふことを言つてゐるから安心したまへ、それからイギリスの方ではこれは電氣に使つたり、あるいは完全燃焼させることによつて、全部エネルギー化してしまふといふことだから心配せぬでもいいじゃないか、そういうやうな御意見であるならば、なおさうのブルトニウムは外國に売らないといふことをはつきりしておいて、日本がそれを使うといふふうな方針を打ち出しておいていいんじゃないか。それではなぜそれがやれないのか、はつきりそう

いう態度を日本が出せないのかということが一つあります。もちろん現在の日本の技術的な何が低いから、それができないからだというのであれば、そんなことはないだろうと私は思いますが、そこでわれわれは、石川さんが今おっしゃられるような点で、平和目的だから、それでいいのだというように、ことだけで安心するならば、何もこういう質問をしないうけです。しかし、現在私たちが一番心配しているのは、何といても、兵器の中心になるのは、ブルトニウムというものが軸になるわけですから、そういうものに使われることは、やはり世界に危険をばらまくことです。そういう点からみて、私はやはり大臣の考え方をはっきりしておいていただきたい。

それから先ほど来、基本法に平和目的と規定しているのだから、そんなことは心配せぬでもいいという声も聞くので、すけれども、そういうことがまた必要がないのなら、何もこんな規制法案なんか出さなくてもいいわけですから、そういうふうな意味で、僕は政府のこれに対する態度をはっきりと出して、おいていただきたいと思えます。

○宇田国務大臣 平和利用の目的の中において、ブルトニウムをどう処理するかというところは重要な問題であります。従って、国連憲章の中にうたわれておりますように、当初数量の少ない場合におきましては、国連機関の中に預託をするということによって、平和利用の目的よりはむしろ方向にこれが乱用されるというのを防ぐ。こういうふうになつておきますから、当然われわれといたしましては、新たに諸外国と協定を結ぶ場合には、そういう方向

で、これが平和目的の利用以外に乱用されることを規制する条約の取りきめをいたさなくてはならないと考えております。国内法におきましては、基本法によりまして、平和目的のために利用するというところに明確に基本法がなつておきますから、それに基づく法律でありまして、それを新たに掲げて、そうして、ただいまの規制法の中に、特にそれを明示する必要はない、こういうふうな考え方をしております。国内法に対しては、そういう態度でございます。また、国際的な協定の取りきめ、新なる条約の取りきめの場合には、国連憲章にうたつてあるような平和目的のためにそれを利用する場合以外の余剰物は、国連の特別機関に預託されるという条項もありますから、そういう意味で、これが乱用を防ぐという方向に国際的な話し合いはいたすべきである。こう考えております。

○石野委員 確認しておきますが、国内法においては、基本法でうたわれておるからそれでいい。それはそれでも私は理解できます。しかし、国際的に本法の目的以外にそれる危険をわれわれは感じておるわけですから、そこで今、国連憲章の国際的な約束の中に、これは預託するというような形、平和目的以外のものはそういうふうにするという考え方が明確に打ち出されるような方途を、本法を立案あるいは決定するに当って、明確にしておくべき必要があるだろうというふうに考えておるわけですが、政府は、国内法はそれの必要がないけれども、国際的にはそういう措置をしたいというふうに考えておるので、これはあとでなおもう少しその点を明確にして、本法を立案決定

されるまでの間に措置するという考え方がないかどうか、もう一度お聞きしておきたいと思います。

○宇田国務大臣 二国間の動力協定の場におきましては、われわれは当然これを主張すべきものと考えております。また、ただいまわれわれが検討中の国連の憲章の中におきましては、そういう私たちの主張は通し得る内容があると考えております。従って、英国あるいは米国のないカナダ等と協定を結ぶ場合におきまして、そういうことによつて平和利用の面をはずさないような規定を主張するということは、当然であると考えております。

○石野委員 二国間の協定を結ぶ場合には、それを主張することが当然であるということではなしに、その主張が通らない場合には、二国間の協定を結ばないということをごで政府ははっきり明言できないのですか、どうですか。

○宇田国務大臣 おそらくこの協定の内容がどういうふうになつてくるのかはわかりませんが、そういう精神をくむ内容になると考えております。従つて、今それからはそれるような内容になるおそれがあるから、ここでどういうふうにするかというところまでまだ考えておりませんが、日本の基本精神をはずれるような協定を結ぶというところには、行くべきではないと私は考えております。

○石野委員 これは将来のことになりますので、いろいろ論議してもなんですが、ただいまの大臣の答弁を私はもう一度確認しますが、政府としては二国間の協定をわが国が結ぶに当って、先ほど来の精神にのっとらない場合には、

は、こういう協定は結ばないという考え方である、こういうふうに理解しておいてよろしうございますか。

○宇田国務大臣 原子力の平和利用以外に、軍事利用のおそれがある場合には、日本の根本の基本法に照して、二国間の協定は結ぶことはできないと思つております。

○石野委員 では次に質問を進めますが、基本法の提案理由の中で、「今後原子力の建設が進むにつれて、燃料の加工及び使用済み燃料の再処理が研究段階から実施段階に移ることも当然予想されるのであります。こういうふうな言つておられるのですが、政府は現在における原子力に関する日本の実情は、研究段階から実施段階に移る過程の大体どういう位置にあるというふうに理解しておるか、その点をここではっきりしていただきたい。

○佐々木政府委員 再処理の問題は、御承知のように、この法案の四十四条に明確にうたつておまして、原子燃料公社が一手でこれを処理する、それ以外のものは一切やらせないという建前でございます。ただ、研究の途上におきましては、原子力研究所が行うということ、経過的な、過渡的な措置といたしましては、研究の段階では、原子力研究所がやってもよろしいという原則でございます。従いましうものが成り立つやどうかという問題は、まだもちろん予測の限りではございませぬが、原子力研究所の方では、今年度からこの問題を研究したいというので、本法四十四条にありますような研究は、本年度から着手するということになつておりますが、それが事業

として、公社でみずからその事業を行うという段階が、四年後かあるいは五年後か、あるいは六年後かといったようなことは、もう少し研究を進めていきたいと思います、何とも言えぬのではなからうかという感じがいたします。ただ、最近の各国の傾向を見ますと、先ほど石川先生もおっしゃつたように、むしろ再処理等を要しないほど完全に燃料を、ブルトニウムそのものの炉の中で燃焼してしまつて、おそろく今後日本でこの問題を取り上げる際には、望むべくはそういう方向に向けることが一番望ましいのでございますから、こういう方向に向うのではなからうかと考えております。

○前田（正）委員 関連して一つ。先ほどの大臣の御答弁の中で、私は非常に工合が悪いところがあると思うので、大臣にちょっと質問したいと思ひます。この間、法制局長官も御答弁になりましたように、軍事的利用というものは、全部これではやれない、そういうものの協定を結ばないのだと言つておられましたけれども、軍事利用の中にも、この原子力基本法の平和の目的というものもあるかも知れないので、たとえば、先ほど大臣自身も御答弁しておられた中に、将来船だとか飛行機だとか機関車だとか、そういうものができてきまして、しかも、その飛行機に例をとりますと、大体大型の旅客機がこれになるわけですが、いよいよ自衛隊の輸送機は将来そういうものには使つてはいかぬ、そういうふうなことになるべきでしたら、自衛隊というものは成り立たない、従つて、やはり条約を結ぶときにも、基本法に

書いてある平和の目的に限るといふ範圍でやることはけっこうだと思ひますけれども、軍事的利用だから協定を結ばない、そういうようなことをしておつたら、今後アメリカと一般協定を結んでいって、それを原子船に使つたり、あるいは原子の飛行機に使つたりするときに困るという問題になつてくると思ふので、今の大臣の御答弁は、この前、法制局長官が述べられた通り、軍事的利用のものは結ばないという答弁を改められて、基本法の精神に書いてある平和な目的に限って結ぶ、こういうふうな改めらるべきではないかと私は思ふのですが、大臣の御答弁を一つ伺ひたい。

○宇田國務大臣 軍事的目的ということと平和目的のことは全然違ふと私は思つております。従つて、平和目的のために自由に処分することができると、こういう文章であつた場合に、その平和目的といふものは、軍事的目的をあわせて含んでおるとは解釈しない、これが正しいと思つております。平和目的とは明確に違ふ概念であつて、平和目的の中に軍事的目的といふ概念が含まれていない、こういうふうな思つております。

○前田(正)委員 それは、だから平和の目的に限つて、これから協定とかさういふものを結ぶ、要するに基本法の精神でおやりになる、こういうふうにしておけばいいと私は思ふのです。が、基本法の精神ではないかですか。○宇田國務大臣 基本法の精神は当然そうでありまふ。基本法の精神の平和目的という觀念の中に、兵器の利用等がどうなつておるか私は知りませんけれども、平和目的といふことは軍事的

的ではない、こういう解釈です。しかし基本法の第二條の表現は、利用、研究、調査は平和目的である、この掲げてありますから、その法理的な表現は、それで差しつかえない、こう考へております。

○岡委員 ちよつと関連してお尋ねいたしますが、さつき大臣が石野さんのお尋ねに対して、やはり他の國々との協定などにおいても、原子力基本法の精神のつとめて締結をするんだ、こゝう言われました。そこで、ブルトニウムの問題になるわけですが、ブルトニウムはそういう意味で國際原子力機關に寄託することが最善の道だ、それはその通りなのです。ところが、國際原子力機關の總會は、この八月にウィーンで開かれて、従つて、わが方も今國會で批准すれば、當然この憲章を認めなければならぬことになる。そこで、國際原子力機關の憲章が効力する。ところが、その後日本はいよいよ一般協定といふものについて交渉に入り、當然一般協定が結ばれたとして、その時期は國際原子力機關憲章発効後になるわけですね。そうすると、米國のわが方に提案しておる草案を見ましても、その第十二條では、「日本國政府およびアメリカ合衆國政府は、原子力の平和的利用を助成するため、國際原子力機關の設立に対する共通の關心を確認する。このような國際機關が創設される場合には、一、両当事者はこの協力のための協定の規定をその規定中に修正することを希望する点がある」とすれば、いかなる点において修正することを希望するかを決定するため相互に協議する。」こうなつておる。それから第八條のD項では、「アメリ

カ合衆國から受領した原料物質または特種核物質が再処理を必要とするときは、その再処理は合衆國委員會の裁量により、合衆國委員會の施設または合衆國委員會が認める施設において、後に合意される條件に従つて行われるべきことが合意される。」一向の出方はこうなつておるのです。だから、アメリカから輸入をした原子炉において運転をして、その結果生ずるところの使用済み燃料については、このようない制限規定をとにかく現在持ち出してきておる。英國の持ち出しておるのは、英國は第一條のD項において、「使用済み燃料についての公社または公社によつて認可された者による処理」あるいはE項においては、「使用済み燃料の処理のための日本國內における諸施設の設計、建設、操作に関する公社または公社によつて認可された者による援助の供与、こうなつておる。この間有關委員會も御指摘の通り、使用済み燃料の処理といふものは大へんに大きな金のかかるものであるから、日本とすれば、一番安易な道は國際原子力機關に寄託することでしょう。ところが、國際原子力機關に寄託ができるかどうかは、双方のわが方に提示しておる一般協定草案によれば、アメリカ政府あるいは英國政府と日本政府が相談をして合意に到達しなければ、國際原子力機關に使用済み燃料を寄託するかどうかはわからないわけです。向うがいやだといへばできません、この草案の通りにいけば、そこで今、原子力一般協定の交渉に入らうという方針を決定しておられる原子力委員會として、あくまでも國際原子力機關に寄託する、この一点で今後における一般協

定を結ぶ、こういう御方針であるのかどうか。單に漠然と原子力基本法第二條の精神を尊重するといふのじやなく、具体的に尊重するならば、この方向に具体的にいくならば、一般協定等は結ばないのだ、こゝおしやるのかどうか。その辺はつきりとこれは原子力委員長、石川委員、有澤委員、御三名から、私は意見を聞いておきたい。

○宇田國務大臣 その点については、原子力平和機構の運営にわれわれがどういうふうに参加し得るかということがまだ見通しもつきませんから、そういう意味で、自分たちとしては、國連の原子力の平和機構に関するいろいろの取りきめの中に、軍事的目的を助長する方法でないことといふふうな言葉を使つてあります。軍事的目的を助長せざる方法によるということもありまふ。それで、平和利用といふ言葉を使つてあります。また非軍事的のためにのみ使用されるという言葉も見受けられます。従つて、そういう意味でわれわれはこの日本の基本法にはいくべきだと考へております。また、この國連憲章に盛り込んであります文章の中にも、なおこれが実施の時期もまだしばらくありますから、われわれといひましても、米英と協定を結ぶ場合には、もちろんこの國連憲章を中心として話し合ひを進めたい、そういうふうな考へております。

○岡委員 私はそういう國際原子力機關に対する態度を聞いてゐるのではないのです。一般協定を結ぶ場合、とりあえず國際原子力機關といふものの憲章は、この八月ウィーンの總會で發効するわけです。ところが一般協定は何

と申しましてもその後に至るでしょう。〔委員長退席、前田(正)委員長代理着席〕

そこで、わが方の方針として、使用済み燃料が軍事的目的に利用される危険が非常に多いものが出てくるのであるから、使用済み燃料はわが方が保管をするか、わが方が加工をして、あるいは國産増殖炉等のために利用するか、あるいは國際原子力機關に寄託するよりないでしょう。ところが、前二者の方法は経費もかかることであるから、國際原子力機關に寄託をするといふのが、一番便法としていいのじやないか。そこで平和目的といふものを守つて交渉に當つたんだと石野委員にも再三はっきり言明されるから、しかもそれが國際原子力機關憲章あるいは一般協定に触れておしやるのだから、それでは具体的に、一般協定に対する原子力委員會としての態度は、その使用済み燃料については、先ほど読み上げましたように、米側の草案でも英國側の草案でも、とにかくわが方が処理をしないならば、向う側に優先買取り権を与えておるわけです。こゝういふものは排除して、國際原子力機關に寄託するか、あるいはわが方で処理するか、この二つの方法でいくといふ具体的御決意があつて、石野委員にあるようにお答えなのか。ただよく然と平和々々と言われたも、これでは私たちが審議に責任が持てないで、話がそこまですたのだから、一体この向案に対する態度はどうだといふことを私はお聞きしてゐる。國際原子力機關について言うておるのではないのです。一般協定に対して、この向う側の條章に対して、どういふふうにお取り扱ひ

になるのですか。

○宇田国務大臣 一般協定の中の米英等との交渉につきましては、なお十二分に先方の意見も聞いてみたいと思っておりますが、基本の方針は、やはりそういうところに置かなければならぬと思っております。

○岡委員 これはまた外務委員会等にかかるとです。これでやめます。

○石野委員 いずれにしても、両国間の関係は、軍事的な目的になるようなものには協定を結ばないというふうな理解をして、そして今度出されております法案が、先ほど局長のお話ですと、まだ実施の段階までは行っていないがということですね。実施の段階には行っていない、現在は研究の段階である、こういうふうな理解してよろしいわけですね。——そういうふうな理解して、本法はそういう段階で規定されたといたしましたときに、本法の成立と同時に、炉の取扱いは、特に当分輸入されるべき炉というものの対する考え方でございしますが、この考え方は、本法の規定の方向と非常に関係がありま

すし、またわれわれは、そういう段階からすれば、当分の間は輸入されるべき炉というものは、大体試験炉として利用されるべきでないか、こういうふうな理解いたします。そういうふうな理解してよろしいでしょうか。

○宇田国務大臣 われわれの考えは、試験炉として輸入する以外に、具体的に申せば、発電用の動力炉をどうするかというところまでは、当分話が進んでいかないものと思っております。最近のわれわれの調査では、燃料の使用、特に先ほど石川委員から言われたように、プルトニウムのリサイクルリン

グが非常に発達してきているので、プルトニウムそのものの完全燃焼の方法の技術的な解決が期待される、こういうことが非常に顕著になって参りましたから、そういう点等もあわせて研究して、われわれは速急にどういう炉を入れるかという点については、なお研究の余地があると考えております。従って、日本原子力研究所を中心とする研究対象というものは、従来の計画のごとく非常に大型のものを直ちにここに求めてきて、これを対象として実験研究に入る、こういうふうには考えておりません。

○石野委員 そういうふうな理解いたしますれば、これは非常にわかりやすいのですが、しかしそれにもかかわらず、日本の技術程度やあるいは受け入れ態勢の問題はどうありましようとも、先般来参考人などの意見を聞いておりますと、日本にはエネルギーの不足の面が急速に出てきておる。そういう形から、それを補充するために、急速に炉を発電の方向に持っていく態勢を整えなければならぬという御意見も多いようでございます。そういうような態勢が国内の産業界などに多いといいたしますならば、これらの問題をどのようににまた調整をとっていくかということは、きわめて大事な問題だと存じます。そこで、本法の成立後におきまして、そういう問題について何か別に規制していくというようになことを、今、政府はどのように考えておられますか。それをはっきり示していただきたい。

○宇田国務大臣 発電用のリアクターの話だと思ひますが、発電用のリアクターの場合には、昨年と今年とは技術

的にかなり変わったものがあるという。ことは、明確になって参つております。そして、向うに意見を聞いてみると、注文を出しても、早くても四十何カ月を必要とすると申しておるようなわけであります。必ずしも今から何カ月後にこれが仕上っていく、この炉の運転を始め得るかという点については、なお不明確な点がかなりあります。従って、大型の動力炉のどうい

う形のものか、これを求めることができるかという点につきましては、原子力委員会としても、決定的にこうであるという断定はない段階でございます。従って、そういう点については、今ここで直ちにその炉を中心としての具体的な話を申し上げるのには至っておりません。ただ、御心配になっておるような、われわれが実験する対象はどういうものであるかと申しますと、とりあえず今、発注してあるCP5までのもの、そして国産炉を何とかして仕上げていくというものは決定をいたしております。その次のものを、どういふ規模のもので、研究を確保して進めていくかということにつきましては、なお検討中でございます。

○石野委員 大体輸入炉の問題については実験の段階であるし、今、委員長から話があらたような状態であるとして、この法案ができました後に、そのふたつの政府の意図にもかかわらず、もし非常に大きなものを民間の力で国内に入れようというふうなことが出る場合、それに対して原子力委員会などはどういふ態度で臨もうとしておりますか、その点もこの際聞かしていただきたいと思ひます。

○宇田国務大臣 原子炉を民間で入れるという場合に、どういふような規模のものを許すのか、あるいはどういふふうな取扱ひをするかということにつきましては、実は炉そのものに對する研究が不十分な点もありまして、われわれは今直ちに、これを入れることができるかできないかという見通しに付きましては、委員会としてははっきりした方針を立てるまでには至っておりません。従って、ただいまのところ、民間の希望はあるでありましようけれども、どの炉を入れるべきであるか、あるいはどの炉が好ましいものであるか、ということ等につきましては、委員会としては決定はいたしておりません。

○石野委員 委員会としてはまだそういう問題に触れての決定はしてないということはわかりました。そこで、先ほどのお話によりまして、現在の日本における原子力産業に對する原子力行政の基本的な立場というものは、まだ実施段階というよりも、むしろ研究段階であるというふうな解釈をしておられるようですから、そういう研究の問題について、原子力委員会においては何か特別な配慮をこの際しておられるか、また今日その研究の問題について法的な措置などの必要を感じておられるのかどうか、そういう問題は立法上の要求などもあるのかどうか、そういう点についての御意見を聞かしていただきたい。

○宇田国務大臣 原子炉を民間で入れるという場合に、どういふような規模のものを許すのか、あるいはどういふふうな取扱ひをするかということにつきましては、実は炉そのものに對する研究が不十分な点もありまして、われわれは今直ちに、これを入れることができるかできないかという見通しに付きましては、委員会としてははっきりした方針を立てるまでには至っておりません。従って、ただいまのところ、民間の希望はあるでありましようけれども、どの炉を入れるべきであるか、あるいはどの炉が好ましいものであるか、ということ等につきましては、委員会としては決定はいたしておりません。

○石野委員 委員会としてはまだそういう問題に触れての決定はしてないということはわかりました。そこで、先ほどのお話によりまして、現在の日本における原子力産業に對する原子力行政の基本的な立場というものは、まだ実施段階というよりも、むしろ研究段階であるというふうな解釈をしておられるようですから、そういう研究の問題について、原子力委員会においては何か特別な配慮をこの際しておられるか、また今日その研究の問題について法的な措置などの必要を感じておられるのかどうか、そういう問題は立法上の要求などもあるのかどうか、そういう点についての御意見を聞かしていただきたい。

○佐々木政府委員 この法案におきましては、研究炉でありましよう、材料実験炉でありましよう、あるいは実用炉でありましよう、そのいかんを問はず、原子炉そのものでありますれば、たとひ小さいものであつてもこ

の規制を受けることになるのであります。そのために第四章で、この原子炉の規制に関する許可の仕方、あるいは保安に對する取締りの仕方等を十分に規定いたしまして、そして利用と申しますか、研究を促進する反面、それから生ずる障害等のないようという点を考慮いたしまして作つてございまして、従いまして、研究炉の段階におきましても、ただいまは何らこれを拒否する法的根拠がないのでございまして、御承知のように、この法案が成立する以前におきましては、一応行政的な処分として考えるだけであります。

言いかえますと、燃料といったものは全部国際法で規制されますので、燃料面からは、あるいは為替管理法等からは規制はありますけれども、国内法としては取締法規は何もないということになっておりますので、非常に行政面としてはまずいのでございしますが、この法案ができましたれば、その点は非常に明確になるといふふうに考えるわけでございます。

○石野委員 この法案ができればそういう点は明確になつてくるという場合に、それにもかかわらず、ここではやはり許可しない指定というふうな形で、研究の軸というものが原子力研究所とか、あるいはまた研究ではない、実施の段階での燃料公社などを軸とする立場から、民間との関係が指定、許可というものに分散する形が出てくると思ひます。

そこで私はこの際お聞きしておきたいのですが、日本の原子力産業の現在における位置は、大体研究の段階である。その研究の方向というものを大体どういふような構想で原子力委員会が

○石野委員 この法案ができればそういう点は明確になつてくるという場合に、それにもかかわらず、ここではやはり許可しない指定というふうな形で、研究の軸というものが原子力研究所とか、あるいはまた研究ではない、実施の段階での燃料公社などを軸とする立場から、民間との関係が指定、許可というものに分散する形が出てくると思ひます。

○宇田国務大臣 原子炉を民間で入れるという場合に、どういふような規模のものを許すのか、あるいはどういふふうな取扱ひをするかということにつきましては、実は炉そのものに對する研究が不十分な点もありまして、われわれは今直ちに、これを入れることができるかできないかという見通しに付きましては、委員会としてははっきりした方針を立てるまでには至っておりません。従って、ただいまのところ、民間の希望はあるでありましようけれども、どの炉を入れるべきであるか、あるいはどの炉が好ましいものであるか、ということ等につきましては、委員会としては決定はいたしておりません。

持つておられるかという点です。私は端的に申し上げます、国がこれを中心として積極的に考えていくか、それともパレレルに民間にも同時研究をさせるといふ形、どこでも許可、指定というふうなものをとらざるやらず、それは研究の問題でも実施の問題でもありますが、そういうふうな考え方でいわれるのかどうか、この点われわれにとつて、この法案を考へる上において非常に大事だと思ひますので、政府の考へ方を聞かしていただきたい。

○宇田国務大臣 実験研究等につきましては、官民を問わず研究をすべきものだと考へております。特に金属材料あるいはグラフィット、重水等いろいろあります。原子炉をめぐるところの技術的な、また科学的な分野といふものは非常に広いので、全産業にこれが及んでゐるもの、こういうふうな自分たちは考へております。従つて、その炉の組み立てを終る、あるいは炉の組み立てを終つてリアクターを動かす、そういう段階に参りますと、日本原子力研究所といふものが、一つの政府の研究費用を負担することによつて、研究の一段階の中における区画を持つて研究措置をとれる、こう思つております。そういう意味の、リアクターを稼働せしむる、あるいはそれから起るところの放射能の研究等につきましては、これは国の研究で當分いくべきである、こういうふうに考へております。しかし、それが民間の、たとえばメタルの研究、あるいはペーリンの研究、ビスマスの研究、いろいろあるでしょうが、そういうことのために民間が独自の研究をいたしたいという場合にも、これを民間ベースで研究せし

むる諸機関を持たすことは差しつかえない。ただし、それに対しては、法律に規制してあります範囲内で許すといふことで、民間の研究を助長するといふことは差しつかえない、そうすべきである、こう思つております。

○石野委員 委員長からの御注意もあつて、大臣は参議院の方に行かなくちやいけないので、あと午後にまた引き續いて質問させていただきます。

○有田委員長代理 休憩前に引き続き、本法によりますと、結局製錬加工、炉の設置、あるいは再処理、あるいは燃料物質の使用の問題等については、それぞれやはり指定、許可の規定があるわけですが、この指定、許可の規定といふものは、日本における原子産業の発展のための方向から一つ、もう一つは、先ほど来問題になっております平和目的の利用の観点から、この二つの点からわれわれにとつては非常に關心を保持しなければならぬ問題だ、こういうふうに考へてゐるわけですから、そこで私はこの機会に大臣にも一度お聞きしておきますが、これらの指定とか許可といふ問題は、今日の間の民間産業の時期においては、当分の間は民間産業とか、あるいは民間の資金等にゆだねべきでない時期でなからうか、これはむしろやはり主として原子力研究所あるいは燃料公社等に集中的に集約いたしまして、そこで効率を發揮するような方向でいくべきやなからうかと考へておりますけれども、その点について委員長の御意見、それからまた石川委員あるいは有澤委員等の御意見をこの際聞かしていただきたいと思ひます。

○宇田国務大臣 考へ方はあなたのお

考へたと全然同じと思つております。その通りと思つております。

○石川説明員 私らもそう考へております。

○前田(正)委員長代理 それでは、午前の会議はこの程度にとどめ、午後二時より再開し、本案の審議を進めます。これにて休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時二十九分開議

○有田委員長代理 休憩前に引き続き、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。石野久男君。

○石野委員 この法律案の最も大きな問題点である災害の防止という点についてであります。原子力の開発、利用、研究に伴う災害の防止については、まだわが国においても確実な自信がないという事情にあります。そういうときに、法案の中で、特に燃料物質等に対する製錬なり加工、炉の設置、あるいは物質の使用というやうな問題については、原子燃料公社または原子力研究所その他のものに指定または許可を与えるといふことは、災害の防止の点で非常に危険を残すのではないかと、またそういう点に対する対策に十分な確信がまだ持てないときに、こういう規定をいうのはちよつと行き過ぎではないかと、政府はそういう点についてどのやうにお考へになつておりますか。

○佐々木政府委員 本法の主たる精神は、平和利用の目的等にございまして、この災害をどうして防止するかという点が非常な重点の一つになつておりま

して、ただいまお話にありました災害防止に關しましては、二重、三重の措置を講じてございまして、申し上げますと、原子炉の設置、運転に關しては、設置の許可、あるいは設計、工事方法の認可、さらに施設そのものの検査、それからほとんど前例がないのですが、性能検査と申しますのは、本運転になる前に試運転の段階でこれを行うといふやうに、あらゆる段階で行います。まず許可の段階でしる。それから設計、工事方法の認可でしる。それから施設そのものを、できたときに検査をする。それから中間試験と申しますか、試験行程においてしる。それから放射線の漏洩がないかどうか、あるいは放射線を全部調べ上げまして、その上で初めて本運転にかかるといふやうに、いままで締め切られておりましたので、今までの取締法規ではこれは厳重なものではないといふやうに考へております。従ひまして、災害は、これくらいいろいろ置いてやりますれば、ますます防げるのではないかと、いふやうに考へてこの法案を提案した次第であります。

○石野委員 法的な整備の仕方としては、従前のその他の法律と比べますと行き届いておるやうであります。核燃料物質の研究、開発、利用といふやうな面からくる特に放射能の被害といふものは、今の段階では、今日の科学でも容易に防ぎにくいものに、なつてゐると思はれるのです。しかも、日本の技術は、世界に比べて非常にすぐれているわけですから、相当程度の法的措置をしましても、なかなか容易なことぢやなからうと思ひます。そういうことになりますと、当然それを

防止するための諸施設といふものは、法におけるところの検査とか許可とかやれ何とかといふやうないろいろな制約があつても、それ以前に、それらのことを可能にするやうな設備なり防衛の対策といふものが、その事業体等においてある、あるいは研究所において必要だろふと思ひます。そうなりますと、もちろんやはり国家が法の規定に従つて検査をするわけですから、よいやうなものでなければならぬ、そういう資金的な面なんからいいますと、現状からいへば、民間等の事業体では、採算点からいひましても困難性があるやうに思ひます。またそういう採算の問題を考へれば考へるほど、従来のいろいろな法的制約を、他の事業体等において見てもわかるやうに、手を抜くとか、あるいはまた検査官の見落しがあつたりなんかするといふやうなことがありまして、実際には法的には十分措置されておるはずのところ、危険が醸成されてくるという事態があると思ふのです。今回のわが国におけるところの原子力産業を開発するために持たれるいろいろなわれわれの配慮といふものは、そういう点をもつと奥深くまで考へていかなければならぬと思ひます。そういうときに、民間産業がそれを自分の力でやるということになりますと、なかなか容易なことぢやないから、自然それらのものに対して国などが相当程度の力を出してやらなければいけないだらう、こういうやうに考へられる面があります。従つて、災害防止に伴うところの前提として、設備等をする場合において、今、完全に民間が自己の採算で投資を可能にする段階にあるだらうかどうかと

いう点に、私は非常に疑問を持っています。わけですが、そういう点については、今、政府がどういうふうな考えをおられるのでありましようか。

○佐々木政府委員 先ほど申しましたのは法律自体の内容でございしますが、そういうふうな監督官庁が厳重にこれを検査するといふばかりでなく、許可の際には条件を付しまして、その条件にはさらにその詳しい災害防止上の措置を講じたいというふうな考えでおります。また受ける方のところでは、それぞれ計画を出していただきまして、その計画に対してはまた認可をするというふうにして、画一的には問題を取り扱わないで、その場所々々の特性に応じて、一般的な制約をする以上に綿密な注意を払いたい。たとえば、特に風の吹く場所等でありましたら、それに対しては、許可に際して、特別に風の方角に対する注意、あるいは煙に対する吸収方法等を厳格に条件をつける、あるいは企業が申請をする際には、その条件を厳密に検査をするといったようなやり方をするつもりでございします。さらに実際には主任技術者をきめてまして、そうして保安を厳重にその主任技術者で見守っていただくというふうにしたいたと考えております。ちなみに今年度の原子力研究所の予算を御紹介いたしますと、原子力研究所はただいまのところは二百人でございします。四百人くらいは人員になるわけですが、大体三百何人になるようでございます。その人々を保護する意味も兼ねまして、もっぱら障害防止のために一億五千六百万円という非常に膨大な資金を設けてまして、そうして障害の防

止に關しては完璧を期するというふうな態勢をとってございします。もちろんお話にありましたような、かりに民間でこういうものをやるという際でも、この法律があります以上は、必ずやこの規定を順守しなければならぬ建前になっておりますので、その許可に際しましては、原子力研究所のやり方、あるいは各国の防止の対策等を十分研究しまして、そうして實際上民間でやる際にも、こういう面を手を抜いては運転するといふようなことのないように厳重に監督したい、こういうふうに考えております。

○石野委員 災害防止をするための日本における技術的な研究、そういうものの確立のために、今、政府は大体どういうような構想を持っておられますか。

○佐々木政府委員 ただいまの御質問は、原子力そのものの災害という意味でございまいしょうか。

○石野委員 原子力の研究利用等に伴って起きるところの災害で、災害全般にわたっての……

○佐々木政府委員 災害の問題は、大体三つの範疇に分けられるのではないかと一般的には思われます。一つは、フォールアウトと申しますか、原爆等の実験から生ずる放射能灰に対する対策をどうするかという問題、もう一つは、原子炉あるいは製錬工場等の本法に規定される災害の問題、もう一つは、アイソトープ等放射線そのものの使用から生ずる災害というふうに、三つの範疇が考えられるのではないかと申します。本法では、先ほど申しましたように、できるだけ特にこの方面の扱いを厳格に注意いたしまして、そう

して、問題の発生しないように考えておるのでございします。これはあらゆる手段があるわけではございませんが、たとえば、地下水にはなるべく流れないよう、基礎その他をしっかりとやるとうか、あるいは煙の出る際は、その煙を煙突の中で放射能を持ったものは吸収いたしまして、煙になった際はほとんど放射能を持っていないようにする。なお念のためにしつちゅう風の吹く方向には調査の機械を間隔的に置いておきまして、常時的にそれを検査するとか、いろいろな方法、あるいは先ほど申しましたように、炉の中では特に危険なのは製錬関係の機械でございします。そういうものは再三検査をする。大がいの炉は二重の設備になっておりまして、さらに一つがためになつてもほかのものと間に合せるという態勢をとっておりまして、そういう面で十分気をつけて持っていきたいと考えております。

放射線に關しては、先般皆様の御審議をいただきました法案を通じていただいたわけでありまして、これは観点から、こちらのようによい事業そのものから全般的にかぶせていくというやり方はとっておりませんので、向うはむしろ一定の基準を設けて、その基準に適合するようにやっていきたいという取締り方法で、少し取締りの方法は違いますが、趣旨におきまして、あるいはその方向をいたしまして、それは、ほぼ同様かと考えております。

それから、フォールアウトの問題に關しましては、これは御承知のように厚生省で前々から各省を集めてやって

おったのでございしますが、原子力委員の方では、この現状はどうなつておるかという実態を総合的にあるいは組織的に検査をしたいというので、所要の予算をいただきまして、ただいま各省と相談しながら、組織的な調査方法を進めつつあります。

なお、そういう問題に關しましては、御承知のように放射線医学総合研究所というものがございしますので、そこで十分障害の防止あるいは臨床等の問題を扱ってもらいまして、そして国としてあらゆる面から見まして、万全の措置を講じていきたいというふうに考えております。

○石野委員 この機会に私、大臣にお尋ねいたしますが、本法ではとにかく核燃料物質あるいはまた原子炉の規制に關するいろいろなものをきめるのですが、これらのものは、すべて日本におけるところの原子力産業を育成するための一つの過程であり、現在では研究の段階でもあるといふことは、先ほど来再三言われているところですが、しかし、日本におけるところの原子力産業というものを育成する建前からいたしまして、私は、本法にはすでに規定しようとしておることですが、指定または許可等の措置をしないので、むしろ一切を国の力で進める方が、やはり研究が進められ、また実際の利用価値も早く国全体のものになるのではなからうかというふうに考えているわけですが、しかしまた他面には、こういうふうな民間に指定または許可をすることによってそれを果そうとする考え方もあるのございしますが、私どもの考えとしては、この両方の考えのうち、技術的にも、その研究の度合いにおいて

も、各国から非常におくれているような日本では、各作業界それぞれにおける無統制な研究などをして、こういう規制法案などではないからある部分部分を規制していくといふことよりも、むしろこの機会に、国家の事業体とかあるいは国家の集中的な研究機関とか、あるいはその処理機関とか、そういうようなものに全部を集約的に集めて、そこで一切の衆知を集めるというところの形へ持っていく方が、日本の経済の将来の場を考えたときに、むしろ有利ではないかというふうに私も思っております。そういう点に対して大臣は今どういうふうにお考えになつておられますか。

○宇田國務大臣 日本の産業構造の現状から見て、国家でもって一元規制を加えるのは適当でない、やはりそれぞれの自由な企業心を刺激しながら、研究体制も、そういう世界的な科学的な知識を現実に応用できるような場に敏速に持つてくるという配慮のために、国家規制は限界点を設けるべきである、こういうふうな考えでおります。

○石野委員 全面的な國家統制、あるいはまた一元的な集中化、そういうものは今の經濟構造からいへばよくない、こう言われる大臣の意向は、その立

場ですから、それはそれでよろしいのでありますが、それでありますならば、たとえば民間等におけるところの核燃料物質、あるいはまた原子炉に対しても、製錬とか加工とか炉の設置、再処理というような問題をやられる民間産業は、今の事態のもとで、これらのすべてを自力でやり得るだけの力があるとお考えになっておられますか、どうですか。

○宇田国務大臣 先ほど原子力局長から申し上げましたように、災害防止に關してわれわれが考えている三つの点の中で、特に発電用動力炉等が一番具体的に――抽象的な話でなくて、具体的にわれわれが災害を防止する対象としては慎重を期さなければならぬものというふうに考えております。そういう面について民間だけで果して十二分な措置がとり得るかどうかが、これはとり得ない場合が多いと思われる点があります。それで、アメリカ等の前例を見ますと、国家が五億ドル、インシュアランスの責任を分担する、民間は五千万ドルのインシュアランスの保証責任に任ずる、そういうふうな立法措置をとるということも申されております。従って、原子炉が現実には日本に導入されるという場合あるいは国産炉がここに計画されるという場合で、民間がこれを持つあるいは官が持つという場合、どちらにいたしましても、相当国が責任を負わなければならぬという面はたくさん出てくると思ひます。従って、その面につきましても、国家の規制を加えなければならぬ点あるいは民間の自由活動を制限しなければならぬ点は起るというふうに思ひておりますけれども、その導入の時期が実は

まだ現実として現われておりませんので、法律の体系等についての整備の仕方等については、なおもう少し研究いたしたい、諸外国の前例も考究いたしたい、こういうふうな考えでおります。

○石野委員 アメリカなどでは、国家が五億ドルの、そうしてそれに對して民間が五千万ドルぐらいのインシュアランスをとるというのでいく、日本なんかでもそれに類似的なものを考えなければならぬというふうな御意向のようではありますが、アメリカの全体としての経済構造、その量と質の問題、それらを日本のそれと比較しますと、それは相当な違いがあると思ひます。

す。アメリカのように、非常に構造の大きい、しかも力関係においても、その個々の産業におけるところの力でも相当大きいものと、日本のように、非常に小さいもので、場合によれば十束にしてもなかなかアメリカのそれには太刀打ちできないようなものを、ばらばらに日本でさせるということと同時に考えることは、これは非常に大きな間違いであらうと思ひます。それに

もかわらず、炉一基なら一基に対するインシュアランスの持ち方というものは、絶対額におきましてはアメリカだつて日本だつて同じことになると思ひます。そうなりますと、アメリカの炉をそのまま日本に持つてくるということとは、非常に非科学的なものの見方になるんじゃないかならうかと私は思ひます。だから、今の段階でどうしても政府がそういう援助をせねばならぬという状態であるならば、むしろ当分の間は国家が全部統一的に研究なりあるいは実験なりをし、ある時期がくるまでは、研究とか実験とかいう形

で、民間にも国家に協力させるという形をとる、それで、産業化の方向というものはもうしばらく待てという形の方が、全体の形からいっても、しかも日本の経済構造の立場からしても、早く利点が出てくるんじゃないかならうか、こういうふうなわれわれは考えますが、その点、大臣はどういうふうにお考えになっておられますか。

○宇田国務大臣 実験段階の炉に關する限りは、日本原子力研究所に管理せしむるというのがたゞいままでの考え方でありまして、その点について、民間の方にこれを經營せしむるということには、今考えておりません。従つて、その後に発電用の炉が入ってくるということがありました場合に、それにどういう管理方式をとるかということについては、まだほんとうの議がまとまっております。

○石野委員 それはよくわかります。研究の段階においてはそうしませんが、発電炉が入ってくる時はどうするかということとはよくわかる。それはその通りです。そこで、発電炉を入れる時期の問題が出てくるはずですが、この法律案は、そういう時期の問題とは関連なく、もう入つてきて、この規制の姿はこゝへ出てくるわけですね。そういうところから、輸入の時期という問題、特に電力を起すであらう原子炉というものを輸入する時期の問題等に對して、大体どういうような作業が政府において行われているのだらうか、その点をはつきりお聞かせ願ひたい。

○宇田国務大臣 発電用の動力炉をいづれかということにつきましても、は、おそろしく今直ちに、最近のうちに入れるということは、技術的にもあり

得ない、こういうふうな考えております。それはいつになるかという確なことにについては、原子力委員会も実はまだ見通しを正確に立てておりません。少くともこの秋までにアメリカ及びイギリス等に調査団を派遣いたしまして、昨年と非常に違つておる炉の構造ないし技術的な方面の再調査をいたさなければならぬ、こういうふうな考へておるわけでありまして、その点につきましても、なお原子力委員会としては検討を續けておりますけれども、実は結論を出すことができないような現状でございます。

○石野委員 一切のこれらの問題に關する日本の自主態勢を、政府はどの程度の熱意をもって確立する努力をされておるか、これはわれわれにとつても非常に大事なことでございしますので、そういう点について、特にこの機会に、政府の考え方を明確に示しておいていただきたいと思います。

〔有田委員長代理退席、委員長着席〕

○宇田国務大臣 われわれの希望するところは、いづれにいたしましても、国産燃料によつて国産炉を稼働せしめるといふ、これが究極のねらいであります。それがために実験炉はどういう形のものを、どういう規模のものを輸入して、日本原子力研究所を中心として国産炉のための基本調査を確実に積み重ねていくか、これがたゞいまの自分たちの実験に對する態度、あるいは実験のための動力炉の購入計画の基本をなしておるわけでございます。従つて、国産第一号炉を作るときに、それに關連するところの燃料あるいは諸施設、あるいはその基本になるところの技

術、産業設備等、そういうものにつきます。ましては、日本原子力研究所と民間の今までの技術とを組み合せて、これを仕上げていかざるを得ない、こういうふうな考へております。ことに電氣は、御承知のように、七割以上が、従来の火力発電のような発電用のボイラーをくつつけるわけでございますから、動力炉の部分とそれから大部分のものは日本で十分技術のあるものでありますから、簡単に発電用の動力炉といひましても、常にわれわれが火力発電その他で経験済みのものがたくさんあります。それでその面は、日本独自の国産第一号炉のときに、もう技術も設備も大部分が間に合ふ、こう思つております。くつつけるリアクターだけが問題になつてくるのでしようから、そういう点につきましては、既存のいろいろの国内施設をうまく活用する。しかし、それは日本原子力研究所が總合して、これを企画、推進をしていく、これがたゞいままでのところの基本方針であります。

○石野委員 現状では、国内の技術も相當に使へるわけですが、基本的な問題になると、外国の技術に負わなければならぬものが相當あると思ひます。政府は、日本の原子力産業に寄与すべきという研究、開発の問題について、特に炉を入れるとかなんとかのときには、諸外国との間に技術的な協定などを積極的に進めるといふような方針を考へておられるのかどうか、あるいはまたそういうときに、外資の導入とかなんとかいうような問題についても、何か考へておられるのかどうか、そういう点についても聞かせてもらひたい。

○宇田国務大臣 イギリスから輸入す

る場合、あるいはアメリカから輸入する場合が、実際問題としては話題になり、研究の対象になってくると思ひます。それについてイギリスがどういふふうな技術提携をするとか、アメリカがどういふ技術提携を希望するか、これは将来の問題と思つておられます。この間、学術会議あるいは産業会議の代表の諸君といふ意見の交換をしてみましたが、技術提携等につきましても国の主体性を失わないで、こういうふうにしたらどうか、こういうふうにしたらどうかといふいろいろの新しい案を、われわれは聞かせてもらったわけでありましたが、世界的に見て、技術的な提携についての方式等も非常に新しい方式があるということもかなりわれわれに明らかにされました。また資金計画等につきましても、世界銀行その他との話もあるでしょうが、具体的にこれをどういふふうにするか、という点については、研究はいたしますけれども、積極的に、どの国を入れるために金をどうするかということについての話はまだ早い。また炉に対する研究が不十分でありますから、炉の研究を先に技術的に解決をしないと、その次の段階にはまだ入り得ない、こう思つておられます。従つて、金融あるいは外資導入等につきましても具体的な話に入っておりません。そして、技術提携につきましても、われわれが今まで考えておりましたよりもっと別な方法がある、あるいは国と国とでもって技術の交渉をして、過去の商社と無関係にするとか、あるいは過去の商社と提携する場合にも、一年きりでもよしいとか、専門家の意見を聞いてみますと、非常に技術が進歩

するので、二年も三年も縛りつけないようなことのできるような内容ではないんだ。今年の技術は今年、これを何ぼでおれのところは資本を入れてやったんだから、これを幾らに売りたいんだ、こういうふうな話が非常に最近多いといふことを言つておるのであります。従つて、そういうところのいろいろな具体的な提携方法につきましても、もう少し掘り下げて、そして国の主体性をくずさないでいける最善の方法を考えなければならぬ、こういうふうに通つておられます。

○石野委員 輸入炉の問題について、たとえば今言われたような外資の導入であるとか、あるいは技術協定の問題等もありますが、特にわれわれが将来のために考えておかなければならないことは、今、炉の輸出をすることについて、アメリカにしても、あるいはイギリスにしても、将来の市場性との関連の中で、これを非常にまじめに、真剣に考えておるように見られる面が強いと思ひます。これは、将来日本の産業構造の上からいきましても、また国家、国民の経済の立場からいきましても、十分注意をしていかなくちゃならないと考へます。ことに原力子基本法の打ち出してあります三原則の中に、自主態勢を強く打ち出してありますし、それは単に技術的な面だけでなく、経済的な面から、そういう点が非常に大事だと思ひます。この機会に、大臣は、そういう問題について、日本の経済的な自主性の立場で、これらの輸入炉の問題と、それから日本における国産炉といふものとの関連性をどういふふうに通つておられますか、その御所見を承わりたい。

○宇田国務大臣 動力炉を入れる場合に、コールダーホール・タイプの話を聞いてみますと、七〇％は日本の技術で、日本の生産設備でこれを処理することができるといふことも、最近情報では聞いておられます。従つて、経済性の自主態勢を失うといふことまでいくというほどの内容の金を使わなければならぬ、そういうふうにはならないんじゃないかと思つておられます。外国に依存して、外国の資金を導入しなければならぬ面がどれくらいになるのか、それは比較的思つたよりもそう大きくならないんじゃないか、そろばんはそういうふうになり得るやうにわれわれは思つておられます。ただ、そういう場合には、最近契約交渉をいたしまして、要求は少なくなつておつて、経済活動が非常に不活発になるやうな危険は少い、こういうふうに通つておられます。いづれにいたしましても、こつちの管理権を向うに渡さなければならぬといふやうな、主体性が全然失われるやうなことはもちろんやるべきではありませんが、また一部分を導入することによつて、こつちの将来の国産炉が、日本の主体性による運営が困難になるやうなことの原因を作るといふことは絶対にないやうに、これを避けるということとは、もちろん考へなければならぬと思つておられます。

○石野委員 法案の第二章第三条の規定によりますと、事業の指定は内閣総理大臣及び通産大臣の指定を受けなければならぬ。第四条は指定の基準を示しておるわけですが、この第四条の示しておる指定基準に該当し、またこの基準を受け得られるやうな今日の事業体というものが、日本にはありますでしょうか。

○佐々木政府委員 この指定の基準を打ち出したのは、むしろ許可といふのであります。一定の基準がありましても、その基準に適合した場合に許可をするという格好になります。指定の場合には、条件がそろつておつても、その他の面から、たとえば計画的な遂行という面がどうもむずかしいといふことであります。それに対して別に指定をいたさないでもよろしいという解釈も成り立ちます。言いかえると、相当指定に對しましては自由裁量権と申しますか、そういうものがある程度考えられますので、この指定にいたした理由は、それ以外に燃料公社で主としてやる。それ以外に企業体でもし希望者があれば、その企業体に対しては、今申しましたやうな厳格な審査をいたしまして、その上でやつていきたいといふやうに考へておられます。ただ、企業権は、御承知のやうに製鉄までその中に含まれておりますので、既存の企業権者が自分ですのでも、第二次的な製鉄をやりたいといふ申し出を必ずや申請することも予想されますので、そういう点も考へまして、通産大臣との共管ということにいたしたいと、両省で相談の上許可いたしたいといふやうに考へておられます。そこで、第四条の第一項でございしますが、計画的な遂行といふことも非常に問題でございしますけれども、これには基本政策に合うかどうかといふ問題はかりでなしに、原料面から見て、そういう製鉄工場を指定するのが妥当であるかどうか、あるいは技術の進歩から考へまして、日進月歩しておる企業でござい

ますから、いたずらにオールド・ファッションの古い型のものを許可するといふことでは実情にそぐわない。あるいは過剰投資、むだな投資といふこともなかりかねませんので、そういう点も十分加味いたしまして、そうして指定をいたしたいといふやうに考へておられます。

現在のところ、こういう指定を受けてやつていきたいといふ企業があるかないかと申しますと、完全に自分でやりたいといふふうにはつきり申し出ておるところはないのであります。しかし、今年度中には、そういう企業体が出てくるやに予想されます。そのときにこの法律の規制がございせんか、何らそれを制約する法規がないわけでありまして、今の商法、民法の規定だけで申しますと、それは許可しなればいかにぬといふことになりまして、ぜひそういう意味からいいますと、この法案が早期に必要であるといふやうに考へておる次第であります。

○石野委員 その場合、局長からも言われておるやうに、事業の計画的な遂行に支障を及ぼさないやうにということ、この計画的な遂行の管理といひますか、これは常時内閣または通産省がこれをなされるわけですか。またはその指導をその事業体に対して行なつていく、こういう意味を持つものですか。

○佐々木政府委員 実際、製鉄所が許可された自後の措置の問題かと思ひますが、それに関しましては、十一條以下等に規定がございまして、あるいは記録の保持とか、あるいは保安に伴ういろいろな諸規定等を敷きまして、そうしてもし鉱山保安法なりあるいは労働基準法なり等で保安等が不十分な場

合には、その政令等を変えまして、加重した保安に對しましては、十分対処できるようにという考えでやつておるつもりであります。

○石野委員 第十四条第三号に書かれております「災害の防止上支障がないものであること」という、核燃料物質による災害、あるいは核燃料物質のそういう製錬施設等からくる災害防止でございますか、これは今のところ基準がなかなか定めにくいだろうと思ひますが、そういうものは今どういうところに置いておられますか。

○佐々木政府委員 これは前にも齋藤委員から御要求がございまして、各国では一体どういう取締り方法をとつておるのかというのを詳細に調べまして、ある国では既存法のままで取り締つておるところもございしますが、ところによりましては、特に放射能を含んでおる炭塵と申しますか、ちりを吸つた場合に、けい肺になる率が相当高くなりますので、そういう点に關しましては一つ措置をしたいというので、予算的にも今年度から考へておりますし、また公社等でも十分その手はずはいたすつもりでございます。ただ、法律的にそういう規定が既存法だけではおかしいではないかという議論も出て参りますので、先ほど申し上げましたように、その点に關しましては、鉱山保安法あるいは労働基準法等の政令を改正いたしまして、そして加重したそういう危険負担に關しましては十分対処いたしたいというふうに考へます。

○石野委員 災害防止の問題については、こういう核燃料物質等から出てくるいろいろな障害が、従来われわれが経験したよりも一そう強いものである

というだけに、非常に重要だろうと思ひます。ただいま局長からお話がありましたような加重した法律案をここで作るという考えか、追加させるというようなことについての作業は、もうすでに進められておるのですか。

○佐々木政府委員 これは通産省の鉱山局並びに労働省と十分打ち合せてございします。

○石野委員 第九条では相続のことがきめられておるのですが、製錬事業者の相続の問題は、これは今の民法や何かからいへば何も別個のものではないでしようけれども、しかし、この事業者自体が持ついろいろな特異な災害などが随伴しておるといふようなことを考へましたときに、この相続を一般企業と一緒にみなすということとは、ちよつと危険じゃないかというふうに思ひますが、そういう点については政府はどういう考へ方ですか。

○佐々木政府委員 この相続は死亡相続の問題を想定しておりまして、相続を受けました者が不適格なものでありますれば、当然この指定の欠格事項のところ、事後の事態を見まして不適格であるという場合には、これは変更その他の処置をとらなければいかぬと思ひますが、今までの大体の事業のやり方から見ますと、死亡相続の際には大体欠格事項さえなければ許可してもよろしいのじゃないかというふうに考へております。

○石野委員 二十四条のこの炉についての許可の基準でございしますが、これは第一号にも示されておりますように「原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと」というふうになつておるわけです。研究炉は原子力

研究所が持つわけですから、別に問題は起きないと大体善意に解釈できます。しかし、それにしても諸外国との、特に日米原子力協定というふうなものから見ますと、この規定は、果して規定通りに安心してわれわれは見られるかどうかというのを疑問に思ひます。そういう点で、この二十四条、特に「原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと」ということと、それから日米原子力協定の中で、免責規定やあるいはまた秘密事項などの問題との關係を政府はどういうふうに考へておられるのですか。

○佐々木政府委員 日米原子力研究協定は別ですが、一般協定に關しましては、いわゆる向うの言つております制限資料、秘密を含んだ資料という意味でございしますが、そういう制限資料はこちらに情報を提供いたしません。従ひまして、この協定の内容には機密事項は何もないものというふうに解釈しております。

○菅野委員長 ほかに御質疑はありますか。——なければ、本案に對する質疑はこれにて終了することとしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○菅野委員長 御異議なしと認め、本案の質疑これにて終了いたしました。本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十三日、月曜日、午前十時より開會し、本案及び放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求める件の兩案について、討論採決を行いたいと思ひます。

本日はこれにて散會いたします。

午後三時十五分散會

昭和三十二年五月十五日印刷

昭和三十二年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局